

論 説

地縁組織と「公的地位」 —行政区長制度に焦点を当てて

森 裕 亮

1. はじめに

本稿は、地縁組織（自治会町内会）と市町村との関係、とりわけ両者を媒介してきた行政区長制度に焦点を当てて、地縁組織が市町村から供与されるリソースの特性について明らかにすることが目的である。一般に、民間非営利組織は様々な資源を獲得しつつ生存するのだが、その中でも特に重要な位置づけを持つのが、「正当性リソース (legitimacy, legitimization resource)」(Tucker et al. 1992 ; Pekkanen 2005) である。タッカーらによれば、ボランタリーセクター、非営利セクターの諸組織の生存は、より高次の集合体一たとえば、主要な資金提供者からの正当性の獲得にとくに依存しているという (Tucker et al. 1992)。地縁組織も民間非営利部門の組織の一つであり、外部からの正当性獲得は組織生存の戦略上とても重要な意味を持つ。

伝統的に地縁組織は、国・自治体行政との間に固有の関係を有しており、NPOや他法人・団体と国・自治体行政との関係とは分けて考える必要がある。地縁組織は、それだけ行政部門と密な関係を保持し、両者の間で他の団体にはみられないような諸リソースの交換を行うスキームを構築してきたのである (鰯坂 1989 ; 上田 1989)。とくに、この資源交換のスキームの中核を構成しているのが、行政区長制度と呼ばれる仕組みである。こ

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

の仕組みは、地縁組織の長（代表者）を、大抵の場合、公務員として位置づけ（“区長”に任じる）、そこに行政事務の執行を委ねるとともに、地縁組織を行政上公認する効果をもたらすものである。それは、いいかえてみると、行政区長制度を通じて地縁組織が市町村行政から正当性を付与されることを意味し、行政区長制度は地縁組織にとっての正当性リソースとなっているということになる。

以下では、この行政区長制度について考察を加えていくこととする。最初に、地縁組織と市町村行政との関係の特異性を確認し、地縁組織が政府から与えられるリソースの固有性を論じることにする。次に、行政区長制度がどのような歴史を辿り、地縁組織と行政区長制度とがどれほど密接に関連しているかということを示す。そして、行政区長制度を規定する「区長設置条例」を仔細に検討することによって、行政区長制度が具体的にいかなる正当性リソースとして地縁組織に供与されているのかを考究したい。

2. 地縁組織と法規制・制度の関係

2.1 地縁組織の固有性

西尾勝は、地縁組織の特徴として、①決して自然発生的なものではなく、国ないし自治体の奨励の結果生まれたものであること、②截然と区画ごとに組織化されていることが特徴だが、これはまさに自然発生的な過程からは起りえないこと、③事実上全住民の強制加入に近い運用であること、④会員の単位は世帯であって、個人ではないこと、⑤純然たる自治活動にくわえて、国・自治体の行政を補完したり、代行したり、補助する性格の活動が多いということ、そして⑥地縁組織は各種の行政委嘱員、あるいは審議会委員、地方議会の議員等を歴任、または選出する基盤となっていること、の6つをとりあげている。したがって、こうした性格から地縁組織は「セミ・ガバメント」というべき存在であり、地縁組織体制（西尾の用語で言えば部落会町内会体制）が形成されているのだというのである（西尾 1981）。

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

西尾は、日本の行政活動の特徴として「わが国では、政府が住民個々人を名誉職的役職に委嘱し、かれらに政府の行政活動に対する協力を依頼する方式が多方面で活用されている」(西尾 2000) とし、この行政委嘱員に政府と人々との媒介機能を担わせていると論じている。そして、こうした行政委嘱員にどんな人々が任じられるかを問うべきだとしつつ、その主たる供給源になっているのが、地縁組織であるとした。そのうえで、「地縁組織（部落会町内会）体制と、行政委嘱員体制と、そして審議会体制は重層的な地域政治、あるいは地域行政の構造を形成している」(西尾 1981) という。他方、人々の自主的サークルや住民運動団体は様々に存在するものの、このような諸団体のリーダーはまず行政委嘱員に選任されず、地域政治の構造から疎外されてしまっているということを指摘するのである。

西尾の論及から、地縁組織が、国を含めてであるが、とくに自治体行政との間で特有の関係を形成維持してきているということが明らかとなる(日高 2003)。このような特有の関係は、地縁組織の形成の契機と大いに関っている。秋元律郎(1990)は、地縁組織の形成には「きわめて強い行政からの政策的意図に支えられた要因が作用してきた」のであり、地縁組織が「自治制度及び政治構造に組み込まれた組織単位」であったことを歴史的形成過程から主張する。秋元は、地縁組織が「ある種の持続性と、きわめて共通性の高い構成と機能をもった集団として存続してきたのは、なぜか」といい、それは行政による介入が組織化の契機であったからだということを論じているのである(1990:139)。

地縁組織と国・自治体行政との間の特有な関係は、結果として「地域統制ブロック」(上田 1989) を生成してきたといってよい。上田のいう地域統制ブロックとは、自治体行政と地縁組織との間に形成される協力・共存ブロックであり、これが地域の安定化もしくは秩序維持機能を果たしている状態を意味する。このブロックを通じて、地縁組織は、自治体行政によって地域社会の統合・統治の手段として作用することを期待されてきたのであった。

上記の諸論をふまえるとすれば、地縁組織はいわゆるNPOやボランティ

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

ア団体、サークル活動等の自主活動組織とは異なり、固有の特質を有しているといえようし⁽¹⁾、政府の地縁組織に対する対応は、NPO等のそれと大きく異なるものとなっている。いわば、地縁組織は、西尾がいうとおり行政補助組織としての立場におかれているものの、だからこそ特別の地位を有する組織として政府部门から公認されてきたという側面が指摘でき、地縁組織の存在の正当性が政府部门によって確実に与えられてきたことをここで指摘しておきたい。こうした地縁組織の政府による公認と地縁組織への正当性の付与の構図を最も顕著に示すものが、本稿の主題である行政区長制度なのである。

2.2 地縁組織の正当性リソースと行政区長制度

前節に述べた通り、地縁組織が政府との特別の関係の中にあることは、地縁組織の立場から見れば、自組織が政府から特別の恩恵を享受できる状態にあるということになる。その特別な恩恵が、「正当性」である。正当性については、「組織外部の主体によって付与される地位であり、したがって、通常、外部主体から統御されるもの」(Pfeffer and Salancik 1978 : 194) という指摘を前提として、本稿では正当性を組織が生存するためのリソースの一つとして位置づける（「正当性リソース」(Tucker et al. 1992 ; Pekkanen 2005))。外部主体に付与されるということから、ここでの正当性は、シングラのいう「外部正当性 external legitimacy」に該当する (Singh, Tucker and Meinhard 1991)。さて、上記の要素を参考にすれば、政府から付与される正当性リソースは、端的にいえば組織の「公的地位」ということになろう。公的地位は明示的に法規に記される場合もあるが、それだけには限らず様々な方法で政府から付与される。加えて政府から得られる公的地位は、それ自身もリソースでありつつ、組織が他の様々なリソースにアクセスすることを容易にする手段ともなりうるのである。ペッカネンによれば、政府が好意的にとらえた団体に与える重要なリソースとして、団体の形成・活動、法的地位に関する法律（法規制）、財政支援（補助金や委託契約等）、そして団体に関係する税制が含まれる

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

とし、正当性は団体が法的に認められることで生まれるとする(Pekkanen 2006)。団体の正当性は、とりわけ法規制等政府の政策を通じて生成されていく。地縁組織は、伝統的に正当性リソースとそれによって生み出される様々なリソースを、豊富に確実に獲得できる立場にあったといえるのである。

この正当性リソースの付与という局面から、行政区長制度をとらえるというのが、本稿の視点である。とりわけ、行政区長制度が、どのように正当性リソースとして作用するのか、いかなる内容のリソースが地縁組織に付与されるのかについて明らかにすることが、本稿の目的である。

行政区長制度は、おおむね市町村の条例ないし規則に規定されている。その基本的スキームは、大抵、市町村長が地縁組織の代表者を行政委嘱員=「区長」に委嘱し、区長が条例等に明記された権能と責務を遂行するというものである。区長に委嘱された人物にとって、その行動パターンは一定の制約を受けるものの、他方で、条例や規則といった法規制枠組みはその存在を正当化する手段ともなりうる。地縁組織は、行政区長制度を媒介として、正当性リソースを獲得し、自身の正当性を保持しうるのである。

3. 行政区長制度

3.1 行政区長制度の展開

通常、「区長」といえば、特別区（東京23区）の長あるいは指定都市が設置する区長を想像しがちであるが、わが国の地方制度上、それらとは異なる区長が存在してきた。本稿が対象とする区長制度は、市町村内部の地域に設置される、いわゆる行政連絡機構としての区長及びその制度である。本節では、この区長制度がどのようにして形成してきたのかということについて、明らかにしたい。

行政区長制度の嚆矢は、1888年に制定された市制町村制である。日本の近代地方制度はこの市制町村制の制定をもって成立していくわけであるが、新制度施行に際して、いわゆる「明治の大合併」が実施された。合併して

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

町村域が大きくなつたが、人々の生活生産の組織として旧町村の組織がまだ重要な機能を有し、実際新市町村の運営においては旧町村の組織を活用せざるを得なかつたため、市町村内を区分し「区」を設置することが法律上定められた（中田 1993）。ただし、区は、自治の単位というよりも、行政事務処理の単位となることが法律上予定されていたのである。この区の代表者として区長と区長代理を置くこととされた。区長と区長代理は、市町村の公民で選挙権を有するものの中から、市町村長の推薦によって市町村委会が決定するという手続きによって選任されていた。

この区制度は、主として農村地域が対象となつた（築山 1999）。というのも、区制度そのものが町村合併を契機にして登場したという側面、そして合併の主たる対象は農村地域であったことに鑑みると、それは必然であるといえる。⁽³⁾ 区の設置については、基本的には合併町村を対象としていたこともあり市町村の任意であったが、区は徐々に設置されていき、1900年代ごろには区が一般化していったという（早瀬 1985）。対して、都市部（大都市部）では、区制度よりもむしろ、都市の特性に応じた行政補助機構が形成されていった（高木 2005）。

区の法制化に続く、制度的な改変は1940年の内務省訓令第17号「部落会町内会等整備要領」である。ここでは、「①地方共同の任務遂行、②国民の道徳的鍛成と精神的団結を図る基礎組織、③国策の透徹、④国民経済生活の地域的統制」を目的として、部落会・町内会を次のような条件をもって全国的に組織化することが規定された。すなわち、①区域内全戸を以て組織すること、②部落会・町内会は部落又は町内住民を基礎とする地域的組織たると共に市町村の補助的下部組織とすること、③部落会の区域は行政区その他既存の部落的団体の区域を斟酌し、地域的協同活動のために適当な区域とし、町内会の区域は原則として都市の町もしくは丁目又は行政区の区域によること、④会長と常会（全戸集会の招集）の必置、職員の任意設置、⑤「隣保班」（隣組）の必置である。組織の形成様式が仔細に明示されていることがわかる。この後、1943年に市制町村制が改正され、部落会町内会は法律上の組織として公認されることになった。部落会町内会

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

(またはその連合会)の財産所有権の容認と、市町村長が自身の事務援助を部落会町内会に行わせることができる旨の規定が主に盛り込まれた。こうした制度改変があったが、行政区長制度はそのまま残置されていた。農村部についていえば、部落会の組織化が全国的に進められていくのだが、区長と部落会長とが兼任することが多かったという(高木 2005:725)。

部落会町内会制度は、1947年に廃止されることになるが、その1年前、1946年の市制町村制改正において区長制度が廃止された。区長制度の廃止により、区長にかわって、町内会長や部落会長等に市町村の行政事務を処理させる仕組みがいったん構築されたものの、47年の部落会町内会廃止とともに、政府部門が、地域組織を公的に是認し活用する余地がこの時点では失われたのである。

ところが、昭和の大合併が課題として浮上するようになると、事態は一変することになる。1955年前後になって、緊縮財政とそれによる地方交付税の減少、またサンフランシスコ講和条約後の経済不況に伴い、町村合併が始まるのである(山田 2002)。当初、GHQは戦時行政機構の排除と民主化の促進のために、部落会町内会制度の廃止を主張したが⁽⁴⁾、この合併過程の中で、行政連絡機構の再設計が企図されることになった。1956年の『新市町村建設方針』では、「行政運営の合理化」の節に「末端連絡組織の整備」という項目が盛り込まれている。そこでは、自治行政の円滑な遂行を期するために、いくつかの講じるべき工夫の一つとして、「連絡員」の整備が取り上げられている。連絡員は、その名称は適宜でかまわないが、様々な行政事務を処理する非常勤の公務員で、役場の末端連絡機関を構成するものであるとされている(高木 2005:687)⁽⁵⁾。実はこの2年前に、こうした連絡員制度はすでに自治庁によって構想されていたようである。自治庁の試案である「町村末端機構案」を一旦各府県当局に諮ったうえで、新市町村建設方針として公式化したという経緯がある⁽⁶⁾。

自治庁の試案では、この「連絡員」は、主として経費が膨大な支所等を設置することなく、新合併町村の行政業務上の経費削減を図る手段として構想されている。また、連絡員は、非常勤特別職の身分を持つものであり、

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

制度上は地縁組織等の地域組織とは無関係という位置づけをもつが、「部落会、町内会等の事実上の団体の役職員をもって充てることが、事務処理上好ましいことが多いものと思われる」とされた（高木 2005：747-748）。つまり、連絡員制度は、形式上、連絡員と地縁組織とは無関係とし、地縁組織とは異なる性格を連絡員に付与するのだが、一方で、事実上、地縁組織を行政事務執行上活用することを可能にする仕組みでもあったのである。

こうした経緯を背景として、国の法律のレベルでは、行政区長制度は戦後に姿を消すこととなったのだが、「連絡員」という形で、地方レベルの制度として再び是認されることになったのである。

3.2 行政区長制度の導入状況

町村合併の進展とともに、行政区長制度は「連絡員制度」の一つとして、各自治体に再び採用されていくことになる。本節では、行政区長制度がどのように市町村レベルで導入されていったかを確認しておこう。

高木（2005）が示すように、戦後の市町村を俯瞰すると、ほとんどの市町村でいわゆる行政連絡機構が形成されていて、地縁組織を何らかの形で活用する工夫が講じられていたようである。その方式として、町村合併を実施した市町村では「連絡員制度」方式、それ以外の市町村では地縁組織に事務処理を依頼する方式と、大きく2つに区分が可能であったという。現在においては、依頼の派生型もあるが、市町村と地縁組織との間で委託契約（随意契約）を締結するというタイプもある。

自治庁が1955年に実施した調査の報告をみると、調査対象となったほとんどの市町村で地縁組織が行政運営上活用されていたようである（表1）。中でも、連絡員制度を採用する市町村が多く、とりわけその名称を「区長」とする市町村が大半を占めていることが明らかにされている（高木 2005）。

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

表1 市町村の末端組織（1955年2月1日現在）

人口段階	町内会・ 部落会	連絡員			その他	合計
		区長	それ以外	小計		
8千人未満	7	3	10	13	1	21
1.5万人未満	3	2	5	7		10
1.5万人以上	2	5	2	7		9
5万人未満	2	7	6	13		15
5万人～15万人	4	1	6	7		11
合計	18	18	29	47	1	66

出典：高木（2005:712）

自治府の1956年の調査結果（自治府 1956）を見ると、市町村が行政連絡の体制をどのように構築しているのかについて、「連絡員制度を用いるもの」が最も多かった（47.1%）。ついで多かったのが「地縁組織（町内会部落会）方式」である（26.8%）。連絡員制度の中でも、町内会・部落会等地縁組織の会長やその他の地縁組織関係者を連絡員、駐在員等に委嘱する様式が主流である（40.1%）（表2）。

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

表2 行政連絡の方法

行政連絡の方法	割合 (%)
慣習的に町内会、部落会のようなものを通じて連絡している	26.8
町内会、部落会等の会長やその他の町内会関係者を連絡員、駐在員等に委嘱して連絡している。	40.1
町内会、部落会以外の地域組織関係者に連絡員、駐在員を委嘱して連絡している	0.7
慣習的に町内会、部落会以外の地域組織を通じて連絡している	0.0
町内会、部落会、その他の地域組織とは関係なく連絡員、駐在員を配置して連絡している	6.3
各家へ直接	2.8
町内会、部落会を通じる方法とその他の方法を併用	19.7
町内会、部落会以外の地域団体を通じる方法とその他の方法を併用	0.0
その他の方法を2種以上併用	2.1
その他	1.4

出典：自治庁（1956）

また、この自治庁調査は、市町村行政調査だけでなく、町内会部落会役員に対する調査も実施している。そこでは、町内会部落会の名称を訊ねているのだが、「区」という名称は、全国ではそれほど多くはないが、町村部では全体の4分の1（25.3%）を占めていたことがわかる。ちなみに、最も多い呼び名は、「町内会（町会）、町友会」（23.4%）、町村部においては「部落会・字会」（36.8%）であった。この調査においては、先に見た連絡員の名称は定かになっていない。⁽⁸⁾

直截的に連絡員制度の実態について仔細を解明している調査が、1969年に全国市長会が実施した「行政連絡員に関する調査」である（全国市長会1969）。回答のあった市のうち、何らかの住民組織（地域組織）があるとしたのは92.6%、行政連絡制度を採用している市は76.0%であった。住民組織と行政連絡員との両方ともに有しているとする市が最も多いようである（表3、沖縄県除く（以下同じ））。

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

表3 住民組織と行政連絡員

		住民組織		
		ある	ない	計
行政連絡員	おく	328	30	358
	おかない	108	5	113
	計	436	35	471

出典：全国市長会（1969）を改変

では、住民組織と行政連絡員との関係はどうなっているのか。行政連絡員の設置に際して、住民組織を活用したか否かについてみてみると、住民組織を活用したとする市が81.7%であった。一方で、住民組織とは無関係に設置した市は14.8%であった。

さて、行政連絡員の選任方法と身分についても確認しておきたい。誰をどのように選任するのかといえば、「住民組織の長あるいは、地区住民の推薦・選挙によって選ばれた人を市長が委嘱する」という方法が最もよく用いられている（表4）。連絡員の身分については、「非常勤」（66.2%）の「嘱託」（35.8%）職員という位置づけが主流となっている。

ちなみに、全国市長会調査では各市の住民組織と行政連絡員の一覧表が掲載されているが、その結果から、連絡員を「区長」と称している市は112市にのぼり、そのうち住民組織を活用している市は91（81.3%）であった。

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

表4 行政連絡員の選任方法

	組織の長	145	40.5%
	推薦選挙	176	48.8%
	地区内適任者	18	5.0%
誰を	推薦委員会	3	0.8%
	市職員	4	1.1%
	その他	1	0.3%
	不明	12	3.4%
	市長が	344	95.8%
誰が	○が	2	0.6%
	不明	13	3.6%
	委嘱	255	71.2%
○○する	任命	21	5.9%
	その他	70	19.3%
	不明	13	3.6%

出典：全国市長会（1969）を改変

1980年には、自治省行政課が『自治会、町内会等の住民自治組織の実態調査』を実施している（自治省 1980）。ここでも連絡員制度についての実態が明らかにされている。この頃になると、地域組織の名称は自治会が主流となり（28.9%）、町内会・部落会（それぞれ25.6%、17.3%）あるいは区（18.4%）が少なくなっている。さて、連絡員制度の実態について述べていくことにしよう。行政連絡体制については、1969年の全国市長会調査と同じく、地域組織の代表者を連絡員（行政連絡員、嘱託員）として委嘱するというケース（66.9%）が過半に及んでいるようである（表5）。連絡員制度が、地域組織を、事実上行政運営に活用するものであったことが、この時期になっても継続されているということがよくわかる。こうした連絡員は、非常勤特別職公務員としての地位を付与される場合が多く（70.2%）、くわえて連絡員は報酬を受け取ることができる（95.9%）。

これらの諸調査結果から、以下の2点を指摘できる。すなわち、第1には、連絡員制度が全国的に普及し、多くの市町村で採用されてきたことである。それだけではなく、第2には、高木が強調してきたとおり、この連

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

絡員制度は事实上地縁組織を活用し、連絡員制度を媒介として、地縁組織を行政機構に組み込むことに結実していることも明確にできたようと思える。戦後を通じて、連絡員の選任において地縁組織の長を委嘱するパターンがつくられてきたし、さらには、「区長」の名称を使用する市町村は多く、名目的にも実体的にも区長制度がいまも受けられてきているといえるのである。

表5 行政連絡の方法

行政連絡の方法	割合 (%)
住民自治組織の代表者を行政連絡員や嘱託員として事務を行わせている	66.9
住民自治組織の代表者以外の者を行政連絡員や嘱託員として事務を行わせている	6.5
住民自治組織の代表者等と委託契約を締結して事務を行わせている	5.2
その他	11.3
市区町村が直接連絡事務を行っている	10.1
合計	100

出典：自治省（1980）

3.3 行政区長制度と正当性リソース

では、行政区長制度は、地縁組織にとっていかなる形でリソースとなるのだろうか。このことについて検討していきたい。実は、行政区長制度に関する事例研究や実証研究はこれまでほとんど取り組まれてこなかった。そこで、大塚（2003）が取り上げた茨城県龍ヶ崎市の行政区長制度の事例紹介を概観することにしたい。⁽⁹⁾

大塚は論文の中で、住民と自治体の関係メカニズムとして、いわゆる行政事務の下請処理制度（＝行政協力制度）に着目しつつ、当該制度をめぐる住民と自治体との関係を類型化している。茨城県龍ヶ崎市の区長制度は、この事務下請け処理制度そのものであり、大塚の類型でいえば、住民組織がなく（住民組織が次第に行政区長制度に吸収されていった経緯がある）、

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて
区長のみが存在する「区長制」タイプに該当する。⁽¹⁰⁾

龍ヶ崎の区長制度は、1954年の合併以来、条例（龍ヶ崎市区長設置条例）によって施行されてきた。区長の選任は、住民から推薦された人を、市長が非常勤特別職公務員として委嘱するという方法によって行われる。この点は、全国的標準と変わりはない。区長は、市広報紙等の配布、区住民からの市に対する要望等の取りまとめ、その他市と当該区の連絡調整の職務を行うことが条例上規定されている。区長は、こうした行政上の機能を持つだけではなく、大塚によれば、選挙を通じて議会議員との密接な関係を持っているという。区長が集票機構として機能するという側面があるものである。

さて、龍ヶ崎市の区長制度を通じて、区長制度が、いかなるリソースを区組織サイドに提供しうるのかを検討していこう。第1には、区長が非常勤特別職公務員としての地位を付与されるということである。区長が条例上の公的地位を獲得していること自体、その活動の強みとなりうる。第2には、こうした地位から派生する効果として、要望の伝達ルートが確保されることである。区長設置条例には区長の職務として、要望のとりまとめが明示されているが、龍ヶ崎では住民の要望陳情は、区長を介してのみ受理されるという。龍ヶ崎のように区長からの要望のみを受理する様式をとらない市町村もあるだろうが、条例に定められている職務であればこそ、自ずと要望伝達における区長のパワーは相対的に高まるといえる。第3には、金銭リソースである。具体的には、区長に対する報酬である。龍ヶ崎では年間55,000円+1,500×世帯分の報酬を受け取ることができる。大塚が示す1999年度に支払われた区長報酬は、市全体で総額約3,700万円であった。⁽¹¹⁾ この報酬にくわえて、区長会には毎年の補助金が用意されている。そして、第4に、区長に対する表彰制度である。龍ヶ崎では市の表彰条例で、区長として20年以上務めたものを自治功労者の対象としているのである。大塚は、この表彰制度が行政の住民への論功活動の一つであり、市政への協力を獲得する方法となるとしている。⁽¹²⁾ 最後に、各種行政委員等に区長を委嘱することである。例えば、審議会等の委員として区長（あるいは区長

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて会の役員）を充てることが慣習となっていることが多い。これは、市町村によって区長を「ふさわしい」人物として是認することを意味し、まさに「行政による地位付与」の機会であると大塚はいう。

4. 行政区長制度の特徴—区長設置条例の概観

4.1 区長設置条例について

行政区長は、どのような権能と正当性を得ているのか。つまり、区長制度が区長にとっていかなる形で正当性リソースとなっているのか。そのことについて、区長設置条例に焦点を当てつつ明らかにしておきたい。行政区長は、その設置に関して条例や規則あるいは要綱で定められている場合が多い。本稿が考察対象とする区長設置条例は、表資料（論末）のとおりである。⁽¹³⁾ 一覧表に掲載した条例は、全部で83条例である。区長設置条例といっても、中には地縁組織の長が区長に委嘱されないケースも含まれることをここで記しておきたい。ただ、全国市長会調査などからも明らかなとおり、行政区長等の連絡員を地縁組織の長に委嘱しているというケースが圧倒的に多いといえる。⁽¹⁴⁾ 以下、それぞれの項目ごとに、条例の内容を明らかにしていきたい。

4.2 条例の内容

4.2.1 条例の構造

区長設置条例の構造から見ておきたい。基本的には、各条例ともに共通の構造を有している。第1には、条例制定の目的である。第2には、区長の身分と選任手続きである。第3には、区長の権能あるいは任務・責務である。第4は、区長の報酬あるいは費用弁償の規定である。また、第5には、市町村長の権限（とりわけ、区長の罷免権）を明記する場合もある。条文の数は、それぞれの条例によって多様である。すべて細則まで盛り込まれている条例から、細則については施行規則等別途規則を制定するという条例まで様々である。

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

4. 2. 2 条例の名称

条例の構造は、各自治体ともに共通する部分が多いが、その名称についても、似通っているといえる。大概すれば、条例の名称は、区長（設置）条例か、あるいは行政区（設置）条例という二派に分かれる。ただ、行政区の呼称法にはバリエーションがあり、単に「行政区」とするところが主流であるが、他には「公区」（下川町）、「連絡区」（大和町）、「自治区」（津奈木町）があげられる。

4. 2. 3 条例の目的

条例の目的については、目的を明確に掲げる条例とそうではない条例とがある。目的の内容としては、「市町村行政の円滑な処理・推進を期する」というものが大半である。区長の任務の根本は、やはり行政の事務処理の円滑化なのである。ただ、中には「町民との連携による地域の諸課題を効率的に解決するため」（奈井江町）、「自治区の健全な発達を期する」（津奈木町）、「住民の自治意識の向上を図る」（三春町、田村市）、「行政区民の自主的な活動を促進」（新十津川町）というように、区長あるいは行政区が自治組織性を有していることを条例によって明記する場合もある。

4. 2. 4 区長の選任手続き

区長の選任手続きも、各条例ともにはほぼ共通している。ほぼ、すべての条例では、区内の住民による選挙ないし推薦→市町村長の委嘱（または任命）という2段階の方式が規定されている。また、中には手続きとして、議会による同意（山中湖村、大玉村、津奈木町（特定の場合のみ））、また有識者の意見聴取（涌谷町）を付加している場合もある。基本的には、区長は、市町村長による委嘱を前提としている。区内住民の選任手続きの段階において、選出基準を推薦とする場合がほとんどだが、選挙あるいは民主的な方法によりというように、手続きの民主性を条件に備える条例もある。

おそらく、先にみた全国市長会の調査を参考にすれば、「区内住民の選

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

挙または推薦を受けた者」というのは、たいていの場合、地縁組織が住民組織として存在する場合は、その代表者が該当するものと推察できる。中には、直截的に「当該行政区の代表者」(皆野町) というように、代表者が必然的に長の委嘱を受けることを明確に規定する条例がある。

4. 2. 5 市町村長の権限、区長の義務

市町村長の権限または区長の義務について、顕著には見受けられないものの、いくつかの条例には明確に規定されている。たとえば、市町村長の権限についていえば、第1には、辞職の許可権がある。区長辞職は、市町村長の許可が要件となっているのである。第2には、解職権（罷免権）である。区長としての職務怠慢があったり、不適切な事務処理をしたりした場合などに、市町村長が区長を解任できるという権限である。第3には、区長の会議の招集権である。必要に応じて連絡事項や合議事項があったとき等には、市町村長は区長会を招集するという権限である。市町村長のこうした権限は、市町村長が区長との間に指揮監督関係を有しているということを意味するといえよう。

市町村長の辞職承認権や解嘱権と並んで、区長の義務として辞職の届出義務が明記されている条例がある。条例によっては、辞職の届出で辞職が認められる場合と、届出義務と長による辞職承認の手続きの両方が定められている場合がある。

4. 2. 6 区長の権能と責務

区長の権能と責務の規定は、まさに条例の中核ともいえる部分である。この権能と責務については、各条例とともにその定め方は多様であるが、個々具体的に権能と責務の内容の項目を列挙する様式と、大まかにその内容を定める様式とに分かれる。その特徴についていくつかの点にまとめておきたい。

第1には、区長は、「行政事務の円滑化」という条例の目的達成ために、行政の補助機関として行政事務を執行することが責務として定められてい

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

る。最も包括的な規定様式としては、「町行政機関及びその他の機関との連絡及びその事務処理等の一部を補助すること」(ときがわ町)、「本町行政に関する事務を補助し区内住民の便益を図る」(利根町) という規定をあげることができる。一方で、個別具体的な事務を規定する場合がある。たとえば、南関町は、「(1) 行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底に関すること。(2) 行政事務に関する調査その他資料しゅう集事務の補助に関すること。(3) 徴税令書及びこれに類するものの配布並びに徵税協力に関すること。(4) 産業振興に関すること。(5) 広報その他印刷物等の配布及び掲示に関すること。(6) 区内居住者の掌握及び転出入その他異動等の事務補助に関すること。(7) 風水震火災その他非常災害情報のしゅう集及び応急対策に関すること。(8) 衛生の指導及び防疫に関すること。(9) 公民館活動に関すること。(10) 町の所掌に係る各種募金、寄附金に関すること。(11) その他町長において必要と認める事項の処理に関すること」とされている。

くわえて、南関町の例にみられるように、区長の権能・責務規定が概括例示方式であるために、「その他市町村長が認める事項」という項目が付加されていることも各条例に散見される。また、区長の職務遂行を補助するための機関を設置する権能を区長に与える条例もある。

第2に、区長の責務は行政事務の執行だけではなく、くわえて地域住民の意見や要望を取りまとめて提出するという責務も同時に規定されている場合がある。「集落住民の意見のとりまとめ等に関する事務」(関川村)、「市に対する要望事項の進達に関すること」(杵築市)、「行政区域内の実情を常に把握し、住民の融和を図り、町政発展の基盤としての行政の向上に努め、町長に対し、住民の総合的意見を具申し、改善を要望することができる」(涌谷町) という規定がある。

第3に、地域の要望取りまとめとその伝達という機能と表裏一体となっているのが、区長の地域代表性である。区長の代表性保障の規定は、すべての条例に存在するわけではない。ただ、こうした規定自体が多数の条例に散見されることは、注目すべきである。「区長は、当該行政区を代表す

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて
る」(大樹町)、「当該部落を代表」(江府町)、「区長が区民の総意に基づいて区民を代表する権限を与えられている場合においては、町長の諮問に応じ、又は会議において区を代表することを妨げない」(長野原町)といった規定がある。中には、「当該行政区を統括」(浦幌町)、「区の統制に関すること」(津奈木町)といった規定も存在する。

このような地域代表性に対する法規制は、区長の正当性と公的地位を直截的に保障するものである。いわば、このことは一民間任意組織である地縁組織の長が地域代表性を公的に付与されることを意味する。地縁組織が他種の団体に比べて大きな正当性リソースを得ることが可能となる構造が、このようにつくりられているのである。

第4には、上記のとおり、区長は特別の公的地位を付与される一方で、公務員身分にあるからこそ、行政の介入が認められている。つまり、区長は市町村長の指揮監督を受けるという規定が盛り込まれていることが多いのである。たとえば、「区長は、町長及びその他の執行機関の指揮監督を受け」(大豊町)、「町長の指示を受け」(利根町)、「村長の命を受けて」(五木村)、「区長は、町長から任命された事務の範囲内においてのみ執行の権限を有する」(長野原町)、「町長の指揮、監督を受け町長、議会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会その他町執行部等の指示する事項の示達、調査、報告をし、町政の円滑な浸透を図らなければならない」(涌谷町)などの規定がある。

第1から第4に示したようなことにくわえて、第5には、区長の自治団体の長としての側面が明記されていることを特徴として指摘しておかなければならない。たとえば、「自治意識の高揚及び実践活動」(砥部町、三春町、田村市)、「行政区民の自主的な活動に関する事務」(新十津川町)、「行政区内の地域づくり」(富士河口湖町)、などの規定がある。また、「住民の融和を図る」(関川村、涌谷町)という規定もある。

4. 2. 7 区長身分と報酬

区長は、条例や施行規則等に記載されていないことがあるのだが、市町

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

村長から委嘱を受ける非常勤特別職の地方公務員としての身分を有しているケースが多い。また、区長報酬については、ほとんどの条例に報酬に関する条文が明記されている。報酬ではなく、「事務費」（江府町）、「行政区交付金」（南魚沼市）、「自治活動交付金」（比布町）の形で資金提供を行うとする場合もある。

区長は、地域代表性にくわえて、公務員という地位および金銭リソースを獲得することが可能となっているのである。

4. 2. 8 表彰制度

地域組織や諸社会団体に対する公的地位付与という点を考えたとき、市町村長からの表彰の対象者リストにそれらが取り上げられているかどうかは重要である。実に、区長も各市町村の表彰制度の対象とされていることがかなりあることがいえる。ただし、区長表彰は、区長設置条例そのものには規定されておらず、別途各市町村の表彰条例ないし規則等に規定されている。

多くの市町村表彰制度では、表彰対象者は、「自治振興に寄与した者」といったようにさまざまな対象者を包括するように定められている。たいていの場合、区長は「自治功労者」としてノミネートされるものと考えられるが、ここではとくに表彰対象者として区長を明示している条例についてとりあげている。

区長表彰の基準は、「何年以上継続」といった勤続年数の長さである。年数が明記されている条例に限っていえば、もっとも長いもので、25年（新十津川町）、最短で4年（美里町）である。中には、16年以上勤続者を「特別功労表彰」者、12年以上勤続者を「功労表彰」者というように、勤続年数が長ければ長いほど、表彰の位階が高くなるように設計しているところもある（平田村）。おおむね、区長表彰に必要な年数としては8年から20年が標準的である。

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

4. 3 小括

区長制度は、区長設置条例や規則といった公的な法規制の下に制度化されており、そこでは区長の権能や責務、また公的地位保障のスキームが明示されている。

区長は、基本的には、行政事務の円滑処理を目的として機能することが制度上期待され、したがって、区長には行政補助機関としての位置づけが与えられている。その一方で、区長は単なる行政補助機関としてではなく、多くの場合公務員という地位にくわえて、地域代表として行為する権能、そして地域要望を取りまとめるという権能を与えられている。さらには、市町村長による表彰対象者となっているのである。このように、市町村行政から区長に対して、様々に正当性リソースが供与される仕組みが備えられているのである。もちろん、区長の職務に対する費用弁償や報酬支払いという金銭リソースの提供もある。

ただ、これらのリソースの提供は、同時に区長と市町村長との指揮命令関係を前提としたものであることを指摘しておかなければならないだろう。区長は、市町村長の指揮監督を受けつつ、任務を遂行しなければならないのである。

地縁組織からみれば、区長設置条例等の法規制は、自身の諸リソースを保障する重要な制度装置であるといえる。この制度装置の存在を通じて、ペッカネンも指摘している通り、地縁組織が市町村行政から公認され、独占的に地域を代表することが可能となり、また市町村行政との特別のコミュニケーションの連繋という恩恵を受けることができるようになる(Pekkanen 2006: 144-145)。とりわけ正当性リソースの配分は、他の市民活動組織等にはみられない局面であるといえよう。

くわえて、区長制度の生成の契機は町村合併であったが、今次の市町村合併の過程で区長制度がどのように処理されているかということについて、若干触れておきたい。先に触れた1969年の全国市長会調査でも、報告の最後の部分で、とりわけ大規模な合併を経験したところで住民組織と行政連絡員が積極的に行政連絡機構として活用されていることが特筆されている

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

のである。今回取り上げた条例でいえば、とくに比較的制定年次が新しい条例の多くは、平成の大合併を経た市町村の条例である。もちろん、これらの市町村の多くは合併以前から区長制度を採用していたものと考えられるが、合併を経ても区長制度が存続していることは明らかである。区長制度に限らず、各市町村の合併協定を見ると、ほとんどの市町村でこれまでの行政連絡機構を維持するという決定が行われているようである。合併に伴って行政連絡機構が再編・縮小されるというよりもむしろ、維持されるという傾向があるといえる。

5. おわりに

本稿では、行政区長制度によって、市町村行政から様々なリソースが地縁組織に供与されていることを明らかにした。とりわけ注目すべきなのが、正当性リソースの多さである。行政区長制度そのものが正当性リソースといえようが、正当性リソースの具体的な内容としては、以下のものが確認された。①条例を通じて、地縁組織（の長、龍ヶ崎市のような場合には区長そのもの）を事実上公認し、公的地位を付与すること、②公的地位によって、地縁組織がいわゆる一民間任意組織にもかかわらず、地域代表性を有する団体として機能する余地が保障されること、くわえて③地域代表性を許容されることによって、自組織の要望陳情を市町村行政に対して行うルートが確保されること、④区長を表彰対象者としてノミネートすることで、よりその公的地位を強める効果をもたらすこと、である。これらにくわえて、金銭リソース（報酬と補助金）が供与されることがわかった。

ただ、こうしたリソースは無償で市町村行政から提供されるわけではなく、地縁組織の長を行政内部化し、市町村長と地縁組織の長との間に指揮監督関係を樹立することを前提条件とする。いうならば、宮崎（2006）が指摘するように、こうした指揮監督関係が地域政治統合の手段（「顔ぶれが変わらないことによる安定」体制構築の手段）に活用される可能性も否定できないし、地縁組織の行動を何らかの形で拘束してしまう可能性も否

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて
定し得ない。

行政区長制度が地縁組織に与える効果のよしあしを、ここで断定するには至らないが、行政区長制度が揺れ動いていることは確かである。先に示した龍ヶ崎市は2009年から区長制度を廃止したように、行政区長制度を廃止するという市町村が徐々に増えてきているのである。⁽¹⁵⁾また、区長制度に対する住民訴訟（区長に対する報酬の支給が地方自治法に違反しているという主旨）も生じている。⁽¹⁶⁾ただ、こうした動きがある一方で、行政区長制度は厳然と地縁組織と市町村行政との間に生成されているのであり、地縁組織のあり方を規定する要素として作用しているということは明らかである。

本稿は、あくまで行政区長制度が地縁組織にとっての正当性リソースとなること、またそこで具現化されるリソースの内容・特性を確認することに主たる目的をおいている。こうしたリソースの付与の構造の重要性を、当の地縁組織がどのように認識しているのか、一方で地縁組織が、政府からの正当性リソースをどの程度獲得する余地を実際保持し得ているかといった課題については、まだ残されたままである。本稿は、これからまとめる論文の一部となることを予定しており、残された課題は今後の別稿を期したい。

【付記】

本稿は、平成18年度—19年度科学研究費補助金（若手研究（B））『自治体機構・地域住民組織（町内会）の関係変容—市町村合併を題材に』の研究成果の一部である。

注

- (1) 地縁組織の組織特性については、森（2005）を参照。地縁組織は、自治組織としての性格を持ちつつも、同時に行政補助組織としての性質を有するものであると論じている。
- (2) 具体的には、市制60条、町村制64条に規定されていた。

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

- (3) ただし、農村部・町村部といっても当時の日本の農村部は広範囲にわたっていたのであり、したがって、全国津々浦々の地域で区が組織化されたといえよう。
- (4) 部落会町内会の廃止をめぐる一連の過程については、自治大学校編『戦後自治史 I：部落会町内会の廃止』に詳しく描かれている。
- (5) 具体的には、その名称は区長、駐在員、広報員等適宜で差し支えないが、通常部落単位に置き、徵税令書の配布、納稅思想の普及、広報紙の配布、各種の調査報告、各種行事の伝達、住民から市町村への連絡事項及び要望事項の伝達等の事務を行うとされていた。
- (6) 自治庁主催の全国都道府県総務部長、地方課長会議で自治庁が「町村合併に伴う区長、連絡員、広報員等の町村末端機構の取扱について（案）」を提示した（高木2005：698）。
- (7) 連絡員を部落会町内会の長が兼任することを妨げないと明記している一方で、「なお、町内会、部落会、区その他名称のいかんを問わず、これらに類似する団体または組織を条例または規則で定め、これらの団体または組織およびその役職員等をして市町村行政の一部を行わせる旨を、規定することは法律上許されないものである」と記している。
- (8) ちなみに、同調査では、町内会部落会が行政協力に応じているかどうか、そして町内会部落会の行政協力を引き出すための方法についても訊ねている。調査結果からは、町内会部落会等があるものの、それらと無関係に行政連絡を行っている市町村のうち、町内会部落会が協力しない、または協力できない事情があると回答する市町村が存在していることが明らかになっているが、協力を引き出す方策として、1つに補助金の交付、2つには公に町内会部落会を認めることといった回答が寄せられている。町内会部落会サイドでも、原則として市町村から補助金を交付されることについては肯定的な意見が多く、町内会部落会に対する市町村からの指導・面倒を見ることを期待する意見が多かった。くわえて、市町村役場の人々は、町内会部落会に高い関心をもっていると回答しつつも、国や県も自分たちに関心を持って欲しいとする意見も大半を占めた。すでに何十年も前の調査結果ではあるものの、地縁組織サイドにおいて、政

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

府の関心をより地縁組織に向けて欲しいという意見、そして補助金をはじめとする市町村の指導・後見を期待するという意見が圧倒的に多かった事実は、興味深い。地縁組織が、いかに政府からのリソース提供を重要視しているかを物語る結果が示されている、といえるのではないだろうか。

(9) 龍ヶ崎市は、2008年度から区長の補佐を担ってきた班長制度を廃止し、2009年度から区長制を廃止した。龍ヶ崎市においては、ニュータウン地区の自治会とそれ以外の区長制とが併存するという構造があった。区長制の廃止の理由については、龍ヶ崎市の担当課は、次の通り述べている。「これまで長い歴史と伝統の中で継続されてきた区長制度について、行政と地域との関係強化のため果たしてきた役割はきわめて大きいものがありますが、時間の経過に伴い社会環境も変化している状況にあることから、新たな住民自治組織改革について検討をしてまいりましたところであります。その一環として班長報酬について検討しましたところ、班長については大多数の地区で一年交替の輪番制であること、ボランティア的性格が強いこと、市政は市民との協働で運営すべきと考えられることなどから、この度班長報酬廃止の方針を決定し」たとしている。また、「市民が主体となったまちづくり、まち育てを進めていくためには、行政に依存するのではなく、「自分たちの地域は自分たちでつくりあげる」という自治意識を高め、市と対等な関係を結んでゆく意識が重要であることから、区長設置条例を廃止することにより、区長・班長の非常勤特別職としての委嘱を取りやめ、自治組織の代表は行政の下部機関ではなく、行政と対等の位置付けとしていきたいと考えております」としている（龍ヶ崎市公式サイト「過去のご意見などとその回答」より引用）。

(10) 大塚は、茨城県内の市町村を調査して、事務処理制度の類型化を試みている。長くなるが参照しておきたい。第1の類型は、自治会型である。行政区長や市政協力員等の行政下部組織が存在しないタイプである。自治会型の一つ目は、自治会+住民協議会型である。自治会と住民協議会があり、住民協議会が事務委託を担うタイプである。二つ目は、自治会型である。任意団体の自治会のみ存在し、自治会に広報誌の配布業務を委託等するか、新聞折込により配布する。行政から自治会には委託料あるいは補助金が支出される。第2の類型は、自治

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

会・協力員型である。これもまた2つに区分することができる。一つ目は、自治会+市政協力員・連絡員型である。自治会が自主的住民活動を行い、行政事務は協力員に委嘱するというタイプである。市政協力員には自治会長か特定の個人が選出される。二つ目は、常会+行政連絡員型である。常会という組織が自主的住民組織として存在し、行政事務は常会に行政連絡員を依頼して処理するタイプである。常会は村落社会に多い住民組織である。第3の類型は、区長型である。この特徴は、区長（あるいは区）という非常に強力な行政下部組織が存在することである。区長は非常勤特別職であり、報酬が支給される。住民組織が行政によって下請機関とされているタイプである。この型も2つに分けることができる。一つ目は自治会+区長制度型である。このタイプは自治会型と同じであり、自治会が住民活動を行う一方、区長が行政事務を執行するタイプである。そして二つ目は、住民組織がなく区長が行政事務を処理するというタイプである。行政主導性の強い制度を有するタイプでもある（大塚 2003）。

- (11) 区長報酬と班長報酬を合計すると約6,700万円となる。
- (12) 宮崎（2006）は、この表彰制度によって、表彰対象者の名誉欲が刺激されるとともに、彼らは首長がかわると次の表彰がなくなるかもしれないという気分に陥るために、首長の選挙マシン化していくことを指摘している。その意味では、表彰制度は地縁組織に対する正当性リソースであると同時に、政治による地縁組織の動員手段となる側面も有するのである。
- (13) 主として条例web、自治体条例検索ページ（「法令・告示・判例・例規等の検索」等）、検索エンジンから各自治体の例規集を参照した。ただ、時間的制約により全国市町村の条例制定状況を調査することができなかつたので、確認し得ていない条例がある可能性はある。また、「区」設置条例も本稿でいう区長設置条例に該当するが、当該条例で区のとりまとめを行う者の名称が区長でない場合も、職務上の差異がないことから調査対象に含めることとした。
- (14) 最近の調査結果については、森（2009）を参照のこと。
- (15) 例えば、すでに廃止している市町村としては、福岡県宗像市、また現在廃止が議論されているのが、福岡県大牟田市、三重県名張市などである。
- (16) 裁判所は、原告の請求を棄却し、区長制度は地方自治法に違反するものでは

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて
ないという判断を下している。詳しくは、村田・京極（2000）を参照。

参考文献

- 秋元律郎（1990）「中間集団としての町内会」倉沢進・秋元律郎編著『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- 鰯坂学（1989）「行政協力（委員）制度を検証する」『住民と自治』89年10月号
- 早瀬武（1985）「町村制と部落」『岡山大学法学会雑誌』35（3・4）
- 日高昭夫（2003）「第三層の地方政府」としての地域自治会—コミュニケーション・ガバナンス論の構築に向けて—』『行政管理研究』103
- 自治庁（1956）『町内会部落会についての調査』
- 自治省（1980）『自治会、町内会等の住民自治組織の実態調査結果の概要』
- 宮崎伸光（2006）「行政委嘱員・関係団体再考」松下圭一・新藤宗幸・西尾勝編『自治体の構想〈5〉自治』岩波書店
- 森裕亮（2005）「地縁組織（町内会）の組織特性について—その行政補助組織性のとらえかた」『北九州市立大学法政論集』33（2・3・4）
- 森裕亮（2009）「行政協力制度の現況：『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告」『北九州市立大学法政論集』37（1）
- 村田哲夫・京極務（2000）「町に区長は不似合い？—住民の自主的組織を活用した区の設置は適法」『判例地方自治』202
- 中田実（1993）『地域共同管理の社会学』東信堂
- 西尾勝（1981）「福祉社会のボランタリズム」『季刊社会保障研究』17（1）
- 西尾勝（2000）『行政の活動』有斐閣
- 大塚祚保（2004）「住民自治と区長制度—竜ヶ崎市における住民自治の回復を求めて」『都市政策試論』公人社
- 高木鉢作（2005）『町内会廃止と「新生活協同体の結成」』東京大学出版会
- 築山秀夫（1999）「町内会とNPO—転換期における地域社会集団の展開」『長野県短期大学紀要』54
- 山田公平（2002）「市町村合併の歴史的考察」室井力編『現代自治体再編論—市町村合併を超えて』日本評論社

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

上田惟一（1989）「行政、政治、宗教と町内会」岩崎信彦ほか編『町内会の研究』

御茶の水書房

全国市長会（1969）『都市の行政連絡制度—住民組織と行政連絡員』

Pekkanen, R. (2006) *Japan's Dual Civil Society: Members Without Advocates*, Stanford Univ Press (=2008佐々田博教訳『日本における市民社会の二重構造—政策提言なきメンバー達』木鐸社)

Pekkanen, R. (2005) Local Corporatism: Neighborhood Associations and Public Policy in Japan, *Journal of Public Policy Studies*, 5

Singh, J., D. J. Tucker and A. G. Meinhard (1991), 'Institutional Change and Ecological Dynamics', Powell, W. W. and P. J. Dimaggio (eds.) *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, The University of Chicago Press.

Pfeffer, J. and G. Salancik (1978) *The External Control of Organizations : A Resource Dependence Perspective*, Harper and Row.

Tucker, D. J., J. Baum and J. Singh (1992) 'The Institutional Ecology of Human Service Organizations', Y. Hansenfeld (ed.) *Human Services as Complex Organizations*, Sage.

(本学法学部准教授)

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

資料：区長設置条例の一覧

条例	目的	区長等の選任方法	長の権限 (区長の届け出義務)	区長等の権能・任務	報酬／報償等	公務員身分(条例に明記されている場合のみ)	表彰制度(対象が区長と明記された場合のみ)	条例の制定年
大樹町行政区設置条例	町行政の民主的にして、かつ、能率的な運営を図り、もって町の進展を期すため	区内住民の推薦せん	長の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長は、町行政遂行に必要な事項を行なうものとする。 ・ 区長は、当該行政区を代表する。 ・ 区長は、町行政の執行について町長に建議し、又は町長の諮問に応じて答申することができる。 ・ 区長は、町長の指示により当該行政区の事務を処理する。 	あり	非常勤	12年以上 (大樹町表彰条例)	昭和27年
津久見市行政区設置条例	市民の便益及び市事情の円滑な処理を図るため	管轄区域内に居住する成年男女の適任者	長の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> (1) 合書、告知書の配布並びに納税証書 (2) 組合の連絡 (3) 弘報、市報、連絡報の伝達事項 (4) 調査統計事務連絡 (5) 選舉管理委員会事務連絡 (6) 社会援護に関する事務連絡 (7) 道路看護に関する連絡 (8) 治安警備に関する連絡 (9) その他市長において特に依頼する事項 	あり(及び助成金)		昭和27年	
江府町行政区長の設置条例	町行政並びに各種事務の浸透と相互の協力活動の円滑な運営と効果的な実施を図る	当該部落における適当な方法により行なう	区長の委嘱(選任)	当該部落を代表し、一般処務の事務を行なう。	事務費			昭和28年

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

長野原町 区条例	町行政をくまなく行きわたらせ、能率的に運営し理すること	区の住民で25歳以上の者のうち当該区民が選挙又は推薦の方法で選出した者	長の委嘱 (任命)	(権限) <ul style="list-style-type: none"> ・ 区長は、町長から任命された事務の範囲内においてのみ執行の権限を有する。ただし、区の固有事務については、この限りでない。 ・ 区長が区民の総意に基づいて区民を代表する権限を与える場合においては、町長の諮問に応じ、又は會議において区を代表することを妨げない。 (担当事務) <ul style="list-style-type: none"> (1) 町行政を区内に徹底し、運営を補助すること (2) 町と区民との連絡に当たること (3) 区民全般を行うこと（法律又はこれに基づく政令又は条例等によって、別に調査員を置くものを除く） (4) その他各種町会との連絡を行うこと (5) 区民の移動により届出のあるものに対しては、届け出を勧奨すること 	あり	非常勤の特別職	昭和28年
比布町行 政区設置 条例		行政区内外住民の推挙した者	長の委嘱 (任命)		自治交付金	連続5年以 上(比布町 表彰条例)	昭和29年
藤岡市行 政区設置 条例	市行政の円滑な運営と効率的な行政事務の執行を図るため	行政区内外住民による民主的方法で選出された者	長の委嘱 (任命)	(1) 広報紙及び周知文書等の配布に関すること。 (2) 区域内住民の要望事項の進達に関すること。 (3) 市行政事務への協力に関すること。 (4) 区域内住民の把握に関する事項。 (5) その他市長が必要と認める事項。		15年以上 (藤岡市表 彰条例)	昭和29年

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

朝日町区 長条例	町政の正しい理解とと共に町及び地域相互間の行政の連絡、親睦を図るを以て目的とする	区域の住民の投票を互選する。(投票に係る委託は各地域における行政及び町長より委託を受けた事務に協力する。)	長の委嘱	あり	6年以上(朝日町表彰条例に関する規則)	昭和30年	
下仁田町行政区域設置条例	町行政を円滑に処理し、住民との連絡を密にして、その利便を増進するため	住民	長の委嘱	(1) 公布額は、遅やかに区内に伝達する。 (2) 町長の指示を受けて区内の行政事務を担任する。 (3) 区内行政上必要事項あるときは、町長に申報する。	あり	5年以上(下仁田町功劳者表彰規程)	昭和30年
平田村行政区域に関する条例	村行政の円滑な運営を期すため	区域内の世帯主の推せんする者	解職・停職権	村長の行う行政各般の連絡指導並びに旧來の慣例によるその関係区域の事務を行う。	あり	特別労働表彰(16年以上)、労働表彰(12年以上)、(平田村表彰条例／施行規則)	昭和30年
美里町行政区域設置条例	行政事務の連絡及び処務の便宜のため	各区から選出	長の委嘱	執行機関の補助的任務を担当し、各区民との連絡を図るほか、区を代表する。	あり	4年以上(美里町表彰規程)	昭和30年
潮来市区長設置に関する条例		各区の選出	長の委嘱(任命)				昭和31年
黒木町行政区域長等の設置に関する条例	町政の円滑なる運営を図り、町民の福祉を増進するため	区域内に居住する者のうちから、それぞれ推選された者	辞任承認権	(1) 住民の転入、転出に関する事項 (2) 区内居住者台帳の整備 (3) 納税通知書、保険料納入通知書及び使用料納入通知書の配布 (4) 各種申告書用紙等の配布及び収集 (5) 衛生に関する事項		8年以上(黒木町功劳者表彰条例)	昭和31年

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

大和町連絡区設置条例	本町行政事務処理のため	区の推せん	長の委嘱	(6) 町長が特に指示する調査及び報告に 関する事項 (7) 前各号のほか、町民に關係ある事項	あり	あり	昭和31年
長南町区長設置条例	本町行政の効果と便宜を図るために 管内住民の推薦したもの	長の委嘱 (任命)	①区長会 議招集権 (区長会 議)、② (区長) 辞表の提出義務	管内住民を代表する。また、町長及び他の行政機関の長の意を体し行政各般に亘り条例の目的達成のためその職務に従事しなければならない。	非常勤 特別勤職	非常勤	昭和31年
駿河村区長等設置条例		議会の同意	長の選任	上司の指揮を受けてその区における事務を 處理する	あり	非常勤	昭和32年
南関町区長等設置条例	町民の福祉を増進し、町政の円滑なる運営を図るため	区内の居住者 であつて、区から選出された者	解嘱権	(1) 行政事務に関する各種伝達事項の周知 (2) 行政事務に關する調査その他資料しゅう 集事務の補助に關すること (3) 徵税令書及びこれに類するものの配布並びに徵税協力に關すること (4) 産業振興に關すること (5) その他印刷物等の配布及び掲示 (6) 区内居住者の掌握及び転出入その他 異動等の事務補助に關すること (7) 風水震火災その他の非常災害情報のしゅう 集及び応急対策に關すること (8) 卫生の指導及び防疫に關すること (9) 公民館活動に關すること (10) 町の所掌に係る各種募金、寄附金に 関すること	あり	10年以上 (南関町区 長表彰規程)	昭和32年

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

津奈木町 自治区設置条例	地方自治の本旨に基づいて、自治区の組織及び事項を定め、町との基本的関係を確立することにより民主的な行政の確実性を図り、併せて自治区の健全な発達を期すこと	(1) 区の委嘱権 (自治区の推薦権) (2) 各種命令手続の得達徹底に関すること。 (3) 行政全般にわたる調査報告に関すること。 (4) 区の発展に關し、町長に建議すること。 (5) 区の共同事業に関すること。 (6) 外部団体に対する助言に関すること。 (7) その他区長の権限に属する事項	あり あり あり あり あり あり あり	非常勤	昭和33年
日進市区 長設置条例	市行政の運営を円滑にし、もつて住民の福祉を図り、住民の声を行政に反映するため	区民の互選又は推举されたもの	区長会議 (区長会) (1) 土木事業に關すること。 (2) 交通安全、防犯、防火、防災に關すること。 (3) 配布物その他連絡事務に關すること。 (4) 社会福祉に關すること。 (5) その他必要事項	特別職	昭和33年
七宝町区 長設置に関する条例	各区域内住民の選舉又は推薦	区長の委嘱 (嘱託)	法律及び政令の範囲内において町長の事務を補助		昭和34年
下川町公 区設置条例	町行政事務運営の円滑を期するため	公区の区域内の住民の中から選出された者	当該区域内にかかる町行政事務について必要な調査通達若しくは広報、その他これらに準ずる事務に從事する。		昭和34年

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

一宮町区長設置条例	町行政の効果と便益を図るため	長の委嘱	長の委嘱	あり	あり	昭和35年
五木村区長設置条例	村行政の円滑な運営を期すため	区域住民の推任許可権/罷免権	任期中辞職連絡、報告その他の事務を行ふ	あり	非常勤特別職	昭和35年
幸田町区長設置条例	町行政の円滑を期するため	区域から選出した者	区域の委嘱(嘱託)	区域内の事務及び町との連絡調整を本務として区を代表する	あり	昭和35年
棚倉町行政区域長に付する委任するための一部を委託する条例(行政区設置規則)	町行政の円滑な運営と、文書授受の正確性を期するため	区内住民の推薦	長の委嘱(規則)	(1) 納税通知書の配布 (2) 住民一般に閲知を要する文書、図書等の配布及び掲示 (3) 特定の調査物等で町長が指示したものの(4) その他町長において必要と認めたもの	あり	昭和35年
陸前高田市長設置条例	市行政事務の円滑な処理、市民の利便及び区内の振興のため	長の委嘱	長の委嘱	(1) 市民への伝達に関する事項 (2) 諸税の資料その他の調査申告に関する事項 (3) 諸税の会員登録に関する事項 (4) 紳税に関する協力事項 (5) 貯蓄組合又は納稅貯蓄組合設置に関する事項 (6) 住民登録に関する事項 (7) 選挙資格者の調査に関する事項 (8) 統計調査に関する事項 (9) 公衆衛生に関する指導並びに連絡事項 (10) 市道の保護に関する事項 (11) 学齢児童に関する事項 (12) 社会教育に関する事項	あり 非常勤特別職	昭和35年

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

(3) 社会福祉に関する事項 (4) 国民年金にに関する事項 (5) 主要食糧配給に伴う調査及び連絡事項 に関する事項 (6) 世帯、人口調査に関する事項 (7) 土木、水道に関する連絡事項 諸証明資料調査に関する事項 (8) その他行政委員会の調査連絡に関する事項 (9) 区内の振興に関する事項 (10) その他市長において必要と認めた事項	当該区(中略) 町政の円滑な運営を図り、市民の福祉を増進するための設置、報酬及び費用弁償の条例	辞任承認権 長の委嘱権	(1) 住民の転入、転出に関する事項 (2) 区居住者台帳の整備 (3) 納税通知書、保険料納額領告書、水道料金納入通知書及び一部自担金納額領告書の配布及びその取繳め納付 (4) 各種由旨書並びに一般文書等の配布及び収集 (5) 町長が特に指示する調査及び報告に関する事項 (6) 前各号のほか、町民の福祉に関する事項	あり 非常勤 (広川町表彰条例)	昭和37年 8年以上
広川町区 長等の設置、報酬及び費用弁償の条例	当該区内に居住する者(ただし、当条西区の区長(中略)につきては、この限りではない。)のうちから、そぞれ推薦された者	区内住民の推薦	・ 区長は、町行政の遂行に必要な事項を行わなければならない。 ・ 区長は、当該行政区を代表する。 ・ 区長は、町行政の執行について答申することができる。 ・ 区長は、町長の指示により当該行政の事務を処理しなければならない。	あり 非常勤 (豊頃町表彰規則)	昭和38年 20年以上
豊頃町行政区長設置条例	民主的にして能率的な行政の確保を図ることも、町行政の健全な発達を図るために	長の委嘱			

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

女川町行政区域設置条例	町行政事務運営の円滑を図るために設置するため	区の区域内に居住する者のうちからその区域の世帯主を推せん	長の委嘱者（任命）（区長になれない者（①禁治産者及び準禁治産者、②以上の刑に処せらるるまでの者））	解任権	非常勤	昭和41年
芽室町行政区設置条例	町行政の円滑化を目的とする	関係区域の住民から推薦された者	長の委嘱者（任命）	町及び住民間の連絡招集権	あり	昭和42年
浪江町行政区設置条例	町行政事務の円滑化を図るため	関係区域の住民から推薦された者	長の委嘱者（任命）	町及び住民間の連絡招集権	功労表彰（16年以上）、善行表彰（10年以上）、未満（16年未満）（浪江町表彰規則）	昭和43年

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

愛別町行政区設置条例	町の行政事務運営を期するため	公区の区域内の住民の中から選出されたもの	長の委嘱	公区長は当該区域内の区長の連絡調整にあり当ることもあって当該区域住民から要するものと見を見る。区長は当該区域に係る行政事務につき必要な調査、通達もしくは広報等の事務に従事する。	あり			昭和44年
藤沢町行政区設置条例	町行政の円滑運営をはかるため	当該行政区住民の中から、当該行政区の住民が組織する自治会の推せん	長の委嘱	解職権 町長、教育委員会、農業委員会、選舉管委員会その他の町の執行機関の指示を受け、諸般の行政連絡事務を行なう。	あり 非常勤 20年以上(藤沢町表彰条例/実施要綱)			昭和46年
当麻町行政区設置条例	町行政の円滑運営を図るため	町と区住民との連絡調整を図り、行政の浸透及び住民の福祉の向上に努めるものとする。	長の委嘱	町と区住民との連絡調整を図り、行政の浸透及び住民の福祉の向上に努めるものとする。	あり 非常勤 15年以上(新地町表彰条例施行規則)			昭和47年
新地町行政区設置条例	町と地域住民との連絡を密にし、行政の民主的、効率的な運営を図るため	区住民が推せんした者	長の委嘱	次の条件をそなえた者のうちから町長が委嘱する。 (1) 町内に住所を有する者 (2) 身体強健で社会の信頼があると認められる者 (3) 有干名に意見を徴して申し出義務	(1) 騙免権 (2) 区長会議招集権 /③(区長)辞任申請権 (4) 町長の指揮、監督を受け町長、議会、教育委員会その他の町の執行部等の指示する事項の示達、調査、報告をし、町政の円滑な運営を図り、町政発展の基盤としての行政運営を常に把握し、住民の融和を図り、町政発展の実情を常に把握し、住民の総合的意見を具申し、改善を要望することができる。 (5) 町長の指定した毎月1回の定例会のほか、町長が必要と認めたときは、指定した場所に参集しなければならない。	あり 非常勤 15年以上(新地町表彰条例施行規則)		昭和48年
涌谷町行政区長設置に関する条例	町行政運営と行政区域自治の活性化振興を図るため		長の委嘱	次の条件をそなえた者のうちから町長が委嘱する。 (1) 町内に住所を有する者 (2) 身体強健で人格高潔で社会の信頼があると認められる者 (3) 有干名に意見を徴して申し出義務	(1) 町長の指揮、監督を受け町長、議会、教育委員会その他の町の執行部等の指示する事項の示達、調査、報告をし、町政の円滑な運営を図り、町政発展の基盤としての行政運営を常に把握し、住民の融和を図り、町政発展の実情を常に把握し、住民の総合的意見を具申し、改善を要望することができる。 (2) 行政区域の実情を常に把握し、住民の融和を図り、町政発展の基盤としての行政運営を常に把握し、住民の総合的意見を具申し、改善を要望することができる。 (3) 町長の指定した毎月1回の定例会のほか、町長が必要と認めたときは、指定した場所に参集しなければならない。	あり 非常勤 15年以上(新地町表彰条例施行規則)		昭和49年

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

浦幌町行政区設置条例	町行政の円滑な推進を図るため	区域内の住民の推せん	長の委嘱	当該行政区を統括し町行政相互連絡を行ない地域住民の共同福祉の増進を図ることとする	あり(及び振興助成金)	非常勤特別職	15年以上表彰条例	昭和51年
音威子府村の区制に関する条例	村行政の能率的効果を挙げるため	区内の推選	長の委嘱	区内の諸事項について村又は村の附屬機関との連絡	あり(及び運営費)	非常勤特別職		昭和52年
更別村行政区設置条例	村行政区の民主的かつ能率的な運営を図り、もつて本村の円滑なる進展を期すため	区民の推せんした者	長の委嘱	・ 区長は、区を代表し、村行政との相互連絡その他の事務を処理するものと ・ 区長は、村行政等の執行について、村長に建議又は村長の諮詢に応じ答申することができる。	あり(及び補助金)	非常勤特別職		昭和53年
山中湖村行政区設置条例			議会の同意を得て、 長の委嘱			非常勤特別職		昭和53年
利根町区長設置条例	住民福祉の増進並びに各地域の自治の推進を図り、もつて町政の発展に寄与することを目的として、これの円滑な施行を図るもの	当該区内住民の推せん	長の委嘱	町長の指示を受け本町行政に関する事務を補助し区内住民の便益を図ることもに、町長に対し地域の実情等について意見を述べることができる	あり	非常勤特別職		昭和56年

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

星野村行政区域の円滑な運営を図り、村民の福祉を増進するため設置する条例	当該行政区に居住する住民のうちから推薦された者	長の委嘱権	辞任承認権	(1) 住民の転入転出に関する事項 (2) 居住者台帳の整備 (3) 納税通知書、保険料納入通知書及び使用料等の納入通知書等の配布 (4) 村長が住民に知らしめる各種文書の配布又は収集 (5) 村が特に依頼する事項に対する協力、援助 (6) 前各号のほか、住民に關係ある事項	あり	非常勤特別職	10年以上上表(星野村表彰条例)	昭和56年
三春町行政区設置条例	町行政の円滑な運営と住民の自治意識の高揚を図るため	各行政区内住民の総意によって選出	長の委嘱	(1) 町づくり等地区自治意識高揚並びに実践活動に關すること。 (2) 町長が委嘱した調査、行政資料の配布、及び募金等の事務に關すること。 (3) 町長が住民に發する文書等の伝達に關すること。 (4) 住民から町への連絡及び要請等の伝達に關すること。 (5) その他の町長が必要と認めた事項	あり	非常勤特別職	昭和58年	
滑川町区長等に関する条例	担当区域において選出	長の委嘱	担当区域において選出	担当区域内においての町行政連絡を統括する。			昭和60年	
柏葉町行政区設置条例	町執行機関と住民との連絡を円滑にし、もつて町政の発展と住民福祉の増進を図るため	関係区域の住民から推薦された者	長の委嘱	(区長)就任等の報告義務	あり		昭和60年	

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

新津川町行政区長等設置条例	町行政の迅速か ら、行政の能率的と自主的な活動を促進するため	行政区民の推薦 長の委嘱	・ 行政区を代表する。 ・ 行政区長は、行政区の自主的な活動に関する事務及び行政区と町の各機関との連携に関する業務をつかさどる。 ・ 行政区民の自主的な活動を助長するため、町内会に町内会長を置くことができる。(行政区の自治活動を円滑にするため、行政区を適正規範に区分し、町内会を設置する。町内会は、おおむね30戸以上40戸以内の戸数を目安として、そなた集団をもって構成するものとし、その区画は、当該行政区において定めるものとする。(行政区設置条例))	あり	25年以上(新津川町表彰条例施行規則)
大玉村区長等設置条例	村行政事務の円滑な運営を期すため	長の委嘱 及び議会の同意	(1) 村から住民に対する連絡に関すること。 (2) 各種調査及び報告に関すること。 (3) 道路、河川、橋梁等の管理保全に関すること。 (4) 衛生に関すること。 (5) その他必要と認められる事項の処理に関すること。	あり	15年以上(大玉村表彰規則)
昭和町各行政区長等常設役員設置条例	町行政の円滑な運営を図るため	各区の推薦 長の委嘱		あり	昭和町表彰規則
大津町行政又嘱託員設置条例	市民の福祉を増進し、町政の円滑なる運営を図るため	区域内の住民 が推薦した者 長の委嘱	(1) 町政の推進に関すること。 (2) に類するものの配布に関すること。 (3) 区域内居住者の管轄及び転出、転入等の補助に関すること。 (4) 風水害、その他災事情報の提供及び応急対策に関すること。 (5) その他、町長が必要と認める事項の処理に関すること。	あり	8年以上(大津町表彰規則)

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

双葉町行政区条例	地域住民の自治組織との連携を密にし、町行政の運営を率的に図ること	行政区住民の推せんした者	長の委嘱	行政区を代表し町行政と地域住民の福祉増進に務めること	あり	12年以上(通算)(双葉町表彰条例)	平成元年
池田町行政区の設置等に関する条例	町行政の円滑な運営をはかり、住民福祉増進のため	公区住民の推せん	長の委嘱	区長会議招集権(公区長会議)	公区内の行政上の連絡、その他諸用務を取り扱う(※公区内において自治会、町内会又はこれらに準ずる自治組織(以下「自治会等」という。)により、その任務を代替できる場合は、公区長を置かないことができる)	あり(および行政交付金。 ※公区長を置かない場合は、会員等運営会員等交付金)	平成2年
南幌町行政区等設置条例	地域住民の自治組織との連携を密にし、地域の安定発展と町行政の民主的かつ効率的な運営を図るため	区域住民の推薦	長の委嘱	区長会議招集権(行政会長会議担当者の権限)	行政区等を代表し町行政と地域住民組織との連絡調整を図り行政浸透、区域住民の福祉増進に努めること	あり	平成4年
本吉町行政区設置条例(設置規則)	町の事務の円滑化を図るために	区内住民の推薦	長の委嘱	町長の命を受け、区内の各種行政事務の処理を行うものとする	あり	16年(本吉町表彰条例施行規則)	平成8年

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

三珠町区長設置条例(暫定条例規)	三珠町から事務連絡及び調査について町民による周知徹底を行ふとともに、町長より委託された事項を能率的に処理することにより、三珠町の健全な発展に寄与すること	各区から選出された者	各区域の委嘱長	町民と町政との連絡調整	あり			平成9年
大豊町区長設置条例	町行政の補助機関として	各部落の推薦	長の委嘱	町長及びその他の行政機関の指揮監督を受け、部落自治の責任者として次の業務を行う。 (1) 部落の自治に関すること (2) 町行政の執行補助に関すること	あり			平成10年
加美町区長等条例	区住民の推薦	長の委嘱	区住民の推薦	町行政と地域自治組織との連絡調整を図り、行政浸透及び区住民の福祉増進に努めることをその職務とする	あり	非常勤	12年以上(加美町表彰条例施行規則)	平成15年
南部町の区長、組長設置等に関する条例	担当地域の住民より推薦された者	長の委嘱	南部町役場から事務連絡及び調査等にについて、組長を通じてそれぞれ担当地域の住民に周知徹底を図るものとする	あり	非常勤	5年以上(南部町表彰条例)	平成15年	
対馬市区長設置条例	区域内の者が推薦したもの	長の委嘱	(1) 市からの連絡事項の周知徹底協力 (2) 市税及び保険税に関する事項 (3) その他必要な事項	あり	非常勤 特別職		平成16年	
飛騨市行政区域等設置条例(代表者)	市民との相互の円滑なる連絡調整を図るため	行政区等の推薦	長の委嘱		あり	非常勤 特別職		平成16年

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

富士河口 湖町行政 区長設置 条例	区民の推薦又 は選挙され た者	長の委嘱	(1) 行政区内の自治会等の調整に関する こと (2) 行政区内市民への連絡調整に関する こと (3) 行政区内の防災対策に関すること (4) 行政区内の地域づくりに関すること (5) 町に対する要望事項に関すること (6) その他町長が必要と認めた事項の 理に関すること	非常勤 の特別 職	平成16年
			市の事務（議会、選舉管理委員会、監査 委員、農業委員会、教育委員会その他の市 の行政運営のための機関を含む。）を補 助連絡	非常勤	
北杜市行 政区長設 置条例	区域内の市民 の総意による 推薦	長の委嘱	(業務) (1) 市及び行政機関等から行政区内の住 民（以下「区民」という。）にあてての住 通知書、文書等（以下「文書等」とい う。）の配布 (2) 市及び行政機関等が区民に対して提 出を求めた文書等の取りまとめ及び送達 (3) 行政区内における道路整備その他公 共施設の効率的運用を図るために必要 な、その保全管理に係る所管課との連 絡	行政区 交付金 (規則)	15年以上 (南魚沼市 表彰条例 施行規則)
南魚沼市 行政区長 設置条例 (条例施行規則)	従来の慣行によ り定めた区域 (以下「行政区」とい う。) 内に おける自治組織 の振興及び行政 区内における市 の行政事務を處 理するため	行政区の推薦	(業務) (1) 市及び行政機関等から行政区の住 民（以下「区民」という。）にあてての住 通知書、文書等（以下「文書等」とい う。）の配布 (2) 市及び行政機関等が区民に対して提 出を求めた文書等の取りまとめ及び送達 (3) 行政区内における道路整備その他公 共施設の効率的運用を図るために必要 な、その保全管理に係る所管課との連 絡 (4) 南魚沼市受益者負担に関する条例に 定める負担金及びこれに類する区民の 交渉、寄附申出等の事務 (5) 市又は市長が市の代表者として構成 員となつている日本赤十字社、共同募 金会等の業務の賛助執行 (6) 区民の要望等の取りまとめ (7) 地域における災害発生に際しては、 管轄する消防団に協力し、その防止及 び救助等に努めるものとする。	行政区 交付金 (規則)	15年以上 (南魚沼市 表彰条例 施行規則)

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

阿賀町行政区設置及び行政金条例	地域住民の自治組織との連携を密にして、町行政の運営を率的に行うため	区の住民から選出された者	区の委嘱	区を代表し、町行政と地域自治体組織との連絡調整を図り行政浸透、住民の福祉増進に努めること	行政区交付金	平成17年
阿蘇市行政区設置条例	市の行政事務を合理的かつ能率的に運営するため	区の推薦	長の委嘱 (任命)	市長の命を受け、事務を分掌するほか、区内の連絡調整に従事し、必要な報告をしなければならない。	あり 非常勤特別職	平成17年
福敷市区域設置条例	市行政事務の円滑な運営と、住民との緊密な連絡及び適正迅速な事務処理を図るため	該区内住民によって推薦された者	長の委嘱 (任命)	市長の指示を受け、本市行政に関する事務を受助し、区内住民の便益を図ることを本務とする。	あり 非常勤	平成17年
うきは市区域設置条例	市行政事務の円滑な運営と、住民との緊密な連絡及び適正迅速な事務処理を図るため	関係区域の住民が推薦した者	長の委嘱 (任命)	(1) 市長及び市機関が行う事務について住民に対して周知すること。 (2) 市行政に関する調査を行うこと。 (3) 市長の指示により募金を行うこと。 (4) 区長会に出席して意見を述べること。 (5) 市一般にわたり行う行事に關して宣伝啓勵をなすこと。 (6) その他市長の要請により市長の事務を補助すること。	あり 非常勤	平成17年
杵築市行政区設置条例	行政事務の円滑な運営を図るために	管轄区域内外に居住する者で、区の推薦	長の委嘱 (任命)	(1) 市からの通知の伝達及び市報配付に 関すること。 (2) 管轄区域内の世帯及び住民の把握に 関すること。 (3) 道路環境美化、不燃物等分別収集及 びまちの環境美化に關すること。 (4) 防犯及び防災に關すること。 (5) 地域保健福祉に關すること。 (6) 市民から市長に提出する説明願等に 対する要望事項の確認に關すること。 (7) 市に対する要望事項の進捗に關する こと。 (8) その他市長が特に必要と認めるこ と。	あり 非常勤	平成17年

地縁組織と「公的地位」一行政区長制度に焦点を当てて

桜川市区 設置条例	市行政事務の円滑な運営をするため	区内から推薦された者	長の委嘱	(1) 市と行政区との円滑なる調整 (2) 集会の要望事項の調整及び連絡 (3) 市民に対する周知事項の伝達及び市から送達された文書等の配布 (4) 行政に関し必要な調査及び取りまとめ (5) 行政に関する会合の招集 (6) その他市長が認めた事項	あり 布及び募金等の事務に発する事と。 (2) 市長が住民に発する文書等の伝達に 関すること。 (3) 住民から市への連絡及び要請等の伝達に 関すること。 (4) まちづくり等地区自治意識高揚及び 実践活動に 関すること。 (5) その他市長が必要と認める事項	非常勤 特別職 (田村市表彰条例)	12年以上 平成17年
田村市行政区 に関する条例	市行政の円滑な運営と市民の自治意識の高揚を図るため	行政区の推薦	長の委嘱	(1) 市長が委託した調査、行政資料の配布及び募金等の事務に発する事と。 (2) 市長が住民に発する文書等の伝達に 関すること。 (3) 住民から市への連絡及び要請等の伝達に 関すること。 (4) まちづくり等地区自治意識高揚及び 実践活動に 関すること。 (5) その他市長が必要と認める事項	あり 布及び募金等の事務に発する事と。 (2) 市長が委託した調査、行政資料の配布及び募金等の事務に発する事と。 (3) 住民から市への連絡及び要請等の伝達に 関すること。 (4) 住民から町への連絡及び要請等の伝達に 関すること。 (5) その他市長が必要と認めた事項	非常勤 特別職 (田村市表彰条例)	12年以上 平成17年
砥部町区 長設置条例	町行政の円滑な運営と住民の自治意識の高揚を図るため	各行政区内外の総意によって選出	長の委嘱	(1) 町づくり等地区自治意識の高揚及び 実践活動に 関すること。 (2) 町長が委託した調査、行政資料の配布及び募金等の事務に発する事と。 (3) 町長が住民に発する文書等の伝達に 関すること。 (4) 住民から町への連絡及び要請等の伝達に 関すること。 (5) その他町長が必要と認めた事項	あり 布及び募金等の事務に発する事と。 (2) 町の広報誌及び公文書等を行政区内外に 配布又は周知すること (3) 町の会議及び諸行事等に行政区を代表して参加すること (4) 前各号に定めること (5) 依頼されたこと。	あり (及び集会施設管理費)	12年以上 平成17年
奈井江町 行政区長 及び連合 区長設置 条例	町政に関する情報の収集と住民の提携活動が行われる区域に、町民との連携による地域の諸課題を効率的に解決するため	一定の地域を単位とした自民会を図るとともに、町民との連携による地域の諸課題を効率的に解決するため	長の委嘱	(1) 町の広報誌及び公文書等を行政区内外に 配布又は周知すること (2) 町の会議及び諸行事等に行政区を代表して参加すること (3) 前各号に定めること (4) 依頼されたこと。	あり (及び集会施設管理費)	12年以上 平成17年	

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

(連合区長)	(1) 町政に対する連合区内の市民の要望、意見等の連絡調整を行ふこと (2) 町の会議及び諸行事等に連合区を代表して参加すること (3) 前各号に定めるもののはか、町から依頼されたこと	区域住民より選出された者	助言勧告権	(1) 町政通達事項の周知及び徹底を図り連絡に当たること (2) 町政に對し区内の総合調整 (3) 税等に關する事務で町長が委託する一部の事務に關すること (4) 各種調査及び報告に關すること (5) その他町長において必要と認めめた事項
みなかみ町の区の設置及び組織に関する条例	地方自治の本旨にのっとり町行政の健全な発展を助長するため	長の委嘱	長の委嘱	(1) 行政との窓口業務 (2) 各種要望の取りまとめ (3) 災害時の被災状況の取りまとめ (4) 広報等文書の配布 (5) 集落施設等の管理運営 (6) 消防施設の整備及び管理 (7) 各種事業の補助金申請 (8) 補助機関の会費及び募金の取りまとめ (9) その他行政区に關すること (施行規則)
八頭町行政区域長設置条例	町の行政事務について住民と直接連繋を保ち、もって円滑なる遂行を図るため	長の委嘱	長の委嘱	当該区において、選任され、又は推薦された者
山都町区長設置条例	事務処理及び末端事務の徹底を図るため	長の委嘱(嘱託)	あり	多年にわたり(山都町表彰条例)/施行規則

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

由布市行政区設置条例(自治委員)	長の委嘱	長の委嘱	区を代表するとともに、市長の所轄の下に区内における市行政事務を分掌する	あり			平成17年
大崎市行政区設置条例(大崎市行政区内設置に関する規則)	行政区の推薦(規則)	解嘱権(規則)	(1) 市民と市の連携に関すること。 (2) 市から市民に対する通知、連絡及び周知に関すること。 (3) 広報紙等の配布に関すること。 (4) 各種調査等に関すること。 (5) 市民から市への要望等に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。 (規則)	あり		15年以上 平成18年 (大崎市表彰条例施行規則)	
大郷町行政区長設置条例	行政区住民の推薦	長の委嘱	町長の命を受けて町行政の連絡調整及び行政侵透の職務にあたる	あり (及び運営費交付金)	非常勤	8年以上 平成18年 (大郷町表彰規則)	
袖川町区長等設置条例	区域住民の推薦したもの	長の委嘱	町長及び町の機関に属する行政事務の連絡並びに区域住民の福祉増進に関する諸事務を掌理	あり		平成18年	
ときがわ町行政区長設置条例	担当区域内の住民の推薦したもの	長の委嘱 持職承認権	(1) 町行政機関及びその他の機関との連絡及びその事務処理等の一部を補助すること。 (2) その他必要な事項	あり	非常勤	平成18年	
皆野町行政区設置条例	当該行政区の代表者	長の委嘱		あり	12年以上 平成19年 (皆野町表彰規則)		

地縁組織と「公的地位」—行政区長制度に焦点を当てて

石岡市區 長及び協 力員条例	市民と市行政機 関との相互連携 を図り、市民と 行政との協働に よるまちづくり による推進に資する こと	区域の代表者 長の委嘱	(1) 市政に対する要望事項等の取りまと めに関すること。 (2) 住民への市政に関する連絡事項の問 知に関すること。 (3) 市の各種調査報告及び市広報紙その 他の文書の配布に関すること。 (4) 安全安心で快適なまちづくりに関す ること。 (5) その他市長が必要と認める事項に関す ること。	あり 非常勤 特別職	平成19年
伊勢崎市 行政区條 例	地縁による団体 との協働により、 市行政の円滑な 運営と行政能率 の向上を図るた め	当該行政区の 住民の民主的 な方法により 選考された者 の向ふを図るた め	行政区を代表し、その所掌事務を総理す ること。 (1) 広報紙その他周知文書の配布に関す ること。 (2) 調査書、報告書等の配布及び取りま とめに関すること。 (3) その他市長が必要と認める事項	事務 委 託料	8 年 以 上 (伊勢崎市 功労者表彰 規則)
関川村区 長設置條 例	地域住民の自治 組織との連携を 密にし、村行政 の民主的かつ効 率的な運営を図 る	集落から推薦 された者 長の委嘱	(集落内の融和を図り、以下の事務を処 理する) (1) 村からの文書等の配付、行政事務の 周知徹底等に関する事務 (2) 集落住民の意見のとりまとめ等に関 する事務 (3) その他村長が特に委託した事務	非常勤 特別職	平成20年以 上 (関川村 ほう賞条例 施行規則)
美祢市區 長設置條 例	市行政事務の円 滑な運営を図る ため	区において選 任された者 長の委嘱	(1) 文書、広報紙等印刷物の配布その他 行政上の連絡に関すること。 (2) 各種調査及び申告書等のとりまとめ に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長に おいて必要と認めること。	非常勤	平成20年